



市政ニュース

大人の風しんワクチン 接種費用助成

東保健センター
☎774-1414
☎774-1888

昨年から成人男性を中心に風しの流行が続いています。夏以降は、り患者が減少していますが、免疫のない女性が妊娠中(特に妊娠初期)に感染すると、胎児が先天性風しん症候群になる恐れがあります。

ワクチン接種の記録がない人や、風しんにかかったことのない人は予防接種を受けましょう。

▼助成対象期間 3月31日(月)接種分まで

▼実施場所 市内実施医療機関

▼対象 上尾市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

- ・妊娠を予定または希望している19〜49歳の女性
- ・妊婦の配偶者または胎児の父

●接種の流れ

①直接または電話で市東・西保健センターに申し込み、申請書兼委任状の交付を受ける ※市ホームページ(電子申請)でも受け付けています。

「上尾市産業振興ビジョン(案)」への意見を募集

商工課 ☎777-1444
☎775-5024

②接種当日、申請書兼委任状、予診票、住所・氏名・年齢が分かる物(保険証など)を用意して、市内実施医療機関へ

③接種後、市の助成額(3千円)を差し引いた金額を医療機関で支払う

産業振興による市内の経済活性化のため「上尾市産業振興ビジョン」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

▼募集期間 1月6日(月)〜27日(月)

▼ビジョン(案)・意見書の設置場所 商工課(上尾市プラザ22内)、情報公開コーナー(市役所1階) ※市ホームページからもダウンロードできます。

▼意見などの取り扱い 内容を検討し、ビジョン策定の参考にします。 ※住所や氏名など、個人が特定できる内容を除き、頂いた意見と市からの回答を市ホームページで公表します。

▼提出方法 意見書に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクス、メールで商工課(〒362-0042谷津2-1-50プラザ22内、☎s256000@city.ageo.lg.jp)へ

※電話では受け付けません。

スマート・サイクル☆フェスタ(仮称)

自転車のまち“あげお”

C級グルメ出店者を募集します

⇒まちづくり計画課
(☎775-7629・☎775-9872・☎s351000@city.ageo.lg.jp)

市で初めてのサイクルイベント「自転車のまち“あげお”スマート・サイクル☆フェスタ(仮称)」を開催するにあたり「Cycle」にちなんで「C級グルメ」を募集します！ 上尾発の「C級グルメ」を出店してみませんか。

- ▶とき 3月8日(土)
- ▶ところ 上尾丸山公園多目的広場
- ▶募集店数 10組
- ▶出店規格 1テント(2.7×3.6m) (予定)
- ▶出店料 5,000円
- ▶申し込み 所定の申込用紙(まちづくり計画課<市役所5階>)にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月31日(金)までに直接またはメールで上尾市自転車のまちづくり産学官協働事業実行委員会(まちづくり計画課内)へ

西宮下三丁目の指定校を 南中学校に変更

学務課 ☎775-9604
☎775-5633

通学する生徒のより一層の安全のため、1月1日(祝)から、西宮下三丁目の指定校を従来の「上尾中学校」から「南中学校」に変更しました。

これにより、鴨川小学校の学区全域は南中学校が指定校になり、西宮下三丁目に住居する生徒はJR高崎線を横断せずに通学できるようになります。

※小学校の指定校は「鴨川小学校」で、変更はありません。

※当該地区の児童・生徒の就学に関する相談は学務課で受け付けます。

おめでとうございます

平成25年度技能功労者表彰

⇨商工課(☎777-4441・☎775-5024)

平成25年11月23日、文化センター小ホールで、第30回上尾市技能功労者表彰式が行われました。職種と被表彰者は以下の17人です(敬称略)。

大工/鈴木清他1人、とび職/申橋貢、左官/荒金春雄、板金工/中谷住雄、配管工/早田幸雄、電気工事工/遠藤一男、造園職/橋本壽、高橋政信、自動車整備・修理工/榎本清、美容師/小谷野利夫、今盛波子、調理師/野本一夫、金属プレス工/遠山洋司、精密機械工/野口博、旋盤工/由井清則、着付師/鎌田八恵子



20歳になったら 国民年金の加入手続きを

保険年金課
☎775-51337
☎775-9827

20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の人は、国民年金(第1号被保険者)に加入します。日本年金機構から送付される届出書を用意して、保険年金課年金担当(市役所1階9番窓口)または各支所・出張所で手続きしてください。

後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が郵送されます。保険料は月額1万5,040円(平成25年度)です。保険料が納められない場合には、学生納付特例制度や免除制度、若年者納付猶予制度がありますので相談してください。

都市計画案の縦覧

まちづくり計画課
☎775-7629
☎775-9872

都市計画法第17条第1項の規定により、都市計画案の縦覧を行います。
▼内容 町谷第二地区を対象とした①上尾都市計画用途地域の変更②上尾都市計画地区計画の変更
▼縦覧・意見書の提出期間 1月17日(金)～31日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼縦覧場所・意見書の提出先 まちづくり計画課(市役所5階、〒362-8501本町3-1-1)

※都市計画案は1月17日から市ホームページで閲覧できます。

※意見書を提出できる人は市内に住む人または利害関係人です。

※意見書の提出は郵送でも可能です(31日消印有効)。

『上尾市ごみ収集カレンダー』 有料広告募集

西貝塚環境センター
☎781-9141
☎781-9166

平成26年7月1日～平成27年6月30日の『上尾市ごみ収集カレンダー』(6月に配布予定)に掲載する有料広告を募集します。

▼枠数 64枠/市内4地域別作成、1面に3カ月分の収集予定を掲載し、1面ごとに広告は4枠

▼掲載位置 カレンダーの下段で市が指定した位置

▼色・規格・掲載料 4色刷り・縦35×横99ミリの5万円 ※同じ地域のカレンダーに最大で4枠まで掲載可能です。複数の枠で広告を掲載する場合は、2枠目は4万5千円、3枠目は4万円、4枠目は3万5千円になります。

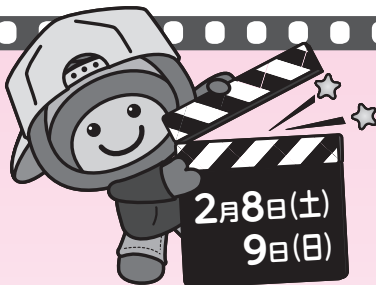
▼掲載できないもの 法令などに違反するものや、政治・宗教性のあるものなど、市の発行物の広告として不適当であると思われるもの

▼申し込み 2月28日(金)までに「上尾市有料広告掲載申込書」(西貝塚環境センター(西貝塚35-1)へ)

あげお映画祭

⇒上尾市観光協会(☎775-5917・☎775-5024)

2月8日(土)	
午前10時	開場
10時20分	開会式
10時30分	思い出の映画『幸福の黄色いハンカチ』上映(108分)
午後1時	『この空の花』上映(160分)
4時	『この空の花』大林宣彦監督トークショー(60分予定)
2月9日(日)	
午前10時	開場
10時20分	おもてなし甲冑隊(行田市)パフォーマンス
10時30分	『のぼうの城』上映(145分)
午後1時45分	『百万円と苦虫女』上映(121分)
4時	『百万円と苦虫女』タナダユキ監督トークショー(30分)



市制施行55周年とあげおフィルムコミッション創立5周年を記念して「あげお映画祭」を開催します。

1日券で当日上映される映画が2本見られます。また上映作品に関する販売や展示、パフォーマンスも行います。

- ▶とき 2月8日(土)・9日(日)
 - ▶ところ 上尾市文化センター中ホール
 - ▶チケット(1日券)の販売 前売り券/1月10日(金)から文化センター、上尾市コミュニティセンター、上平公園、瓦葺ふれあい広場、情報・賑わい発信ステーション「あぴっと!」、上尾市観光協会販売 当日券/当日、文化センター「あげお映画祭」受付で販売
 - ▶料金 前売り・当日券共500円 ※1本の鑑賞でも料金は同じです。
- ※未就学児の入場はご遠慮ください。



消防出初式

消防本部総務課

☎775-11500
☎775-12230

▼とき 1月13日(祝)午前10時〜11時30分(雨天中止)

▼ところ 市消防本部・東消防署

▼内容 消防車両と消防職・団員の行進、市長の年頭訓示、消防署訓練展示



前回の消防出初式

「上尾市自転車のまちづくり基本計画(案)」への意見を募集

まちづくり計画課

☎775-17629
☎775-19872

自転車施策に総合的に取り組むため「上尾市自転車のまちづくり基本計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

▼募集期間 1月20日(月)〜2月14

日(金)

▼基本計画(案)・意見書の設置場所 まちづくり計画課(市役所5階)、情報公開コーナー(市役所1階) ※市ホームページからもダウンロードできます。

▼意見などの取り扱い 内容を検討し、計画策定の参考にします ※住所や氏名など、個人が特定できる内容を除き、頂いた意見と市からの回答を市ホームページで公表します。

▼提出方法 意見書に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクス、メールでまちづくり計画課(〒362-18501本町3-1-1、☎351000@city.ageo.lg.jp) ※電話では受け付けません。

「こども医療費助成制度の変更」

こども支援課

☎775-16819
☎774-15342

現在こども医療費を受給している人のうち、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の受給要件を満たしている人は、平成26年1月1日以降、こども医療費以外の受給が優先されます。

また同じく1月1日から、入院時の食事療養費一部負担金について、こども医療費受給者は助成対象外に、ひとり親家庭等医療費受給者は

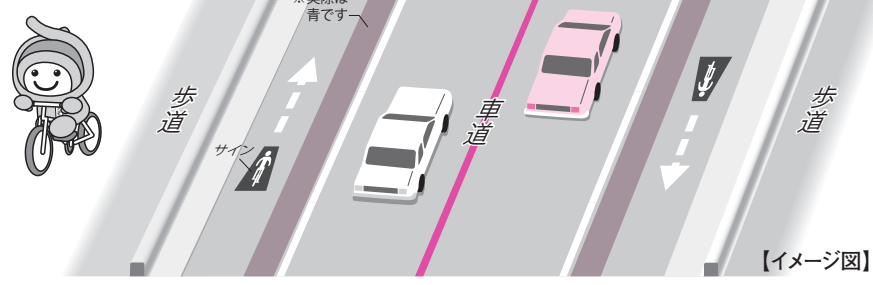
上尾平方線の自転車レーン整備工事

⇒まちづくり計画課(☎775-7629・☎775-9872)

2月上旬(予定)から上尾平方線(市民体育館通り)で、自転車レーン整備工事が始まります。

この工事は、車道の路肩(幅2.0m)部分に青色の線(幅45cm)と自転車マークなどの路面表示で自転車通行帯を整備するもので、自転車走行車線を明確にして、歩行者と自転車を分離します。

今年度は、富士見橋から上尾道路までの約1,400m区間で、車道の両側を整備します。



【イメージ図】

負担額の2分の1に相当する額にそれぞれ変更になります。

「重度心身障害者医療費助成制度」未登録者は申請を

障害福祉課

☎775-15123
☎776-18872

医療機関で診療などを受けた場合、各種医療保険(介護保険を除く)の自己負担分の費用を助成します。

まだ登録していない人は申請してください。

▼対象 次の①〜③のいずれかに該当する人
①身体障害者手帳1〜3級
②療育手帳A・A・B
③65歳以上で次の(ア)〜(ウ)のいずれかの障害により、後期高齢者医療制度による障害認定を受けている(ア)国民年金法障害等級1・2級(イ)身体障害者手帳4級の一部(音声・言語機能障



平成
25年分

所得税の確定申告はお早めに

平成25年分所得税の確定申告受け付け

期
間 **2月17日(月)~3月17日(月)**

※還付申告は1月6日(月)からです。

【所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先】

■上尾税務署(〒362-8504西門前577)

⇒代表電話番号(☎770-1800〈自動音声案内〉)

※音声の流れますので、用件の内容に応じた番号を選んでください。

所得税の確定申告とは

毎年1月1日~12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税の額を計算し、翌年に確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

平成25年分(1月1日~12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。 ※市・県民税の申告は必要です。

基本的な所得税の計算方法

(総所得金額) × (税率) = 所得税
総所得金額(1年間の収入金額)から、必要経費(基礎控除)と社会保険料(基礎控除)を差し引いた金額を所得金額とし、この金額に税率を乗じて所得税額を算出する。

復興特別所得税が創設されました

平成25年~49年分の各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申

公的年金等を受給している人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加することで、平成25年度の市・県民税が減額されることがあります。

※上記の場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要になります。

告・納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2・1割の税率を掛けて計算した金額です。

所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。この申告を還付申告といいますが、主に次の①~④のような場合に還付申告できます。

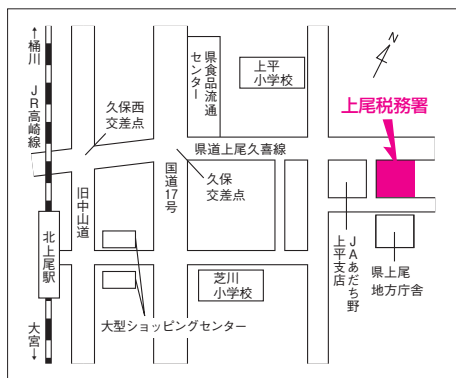
- ①年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)
- ②所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加するものがある
- ③一定額以上の医療費を支出した
- ④一定の要件の住宅の取得などで、住宅ローンがある

申告に必要なもの

- ・平成25年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ・印鑑(認め印可)
- ・筆記用具、計算用具
- ・還付金を受け取る口座の金融機関名・支店名・口座番号(申告者名義)が分かる物
- ・配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)
- ・その他申告に必要な書類(次の①~④で該当する物)
- ①年金受給者、年末調整が済んでいない人(年の中途で退職した人など)
- ②社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かる物
- ③国民年金保険料を支払っている場合は、社会保険料控除証明書または領収証書が必要です。
- ④生命保険料や地震保険料の所得控除証明書
- ⑤医療費控除を受ける人



【税務署案内図】



- 平成25年中に支払った医療費の領収書(事前に個人や病院ごとに集計し、明細書を作成しておく)
- 健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ③住宅借入金等特別控除を受ける人
- 申告者本人の住民票の写し(平成26年1月1日以降交付の物)
- 家屋の登記事項証明書
- 売買契約書または工事請負契約書の写し
- 借入先の金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
- ※住宅ローンに含まれる敷地などの購入のローンの控除を受ける場合は、敷地などの登記事項証明書と売買契約書の写しが必要です。
- ※増改築の場合は、建築確認済証か検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が

必要です。

④寄附金控除・寄附金特別控除を受ける人

- 寄附した団体などから交付を受けた寄附金受領証など
- ※政治活動に関する寄附は、選挙管理委員会などの確認印がある寄附金(税額)控除のための書類が必要です。
- ※被災自治体への寄附金や日本赤十字社や中央共同募金会などに義援金として寄附した場合は、控除の対象になります。ただし申告の時に、一定の書類(募金団体から交付された受領証、預かり証など)が必要です。

申請書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

国税庁ホームページの同コーナーは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送などで税務署に提出することができます。

また電子証明書やICカードリーダーライタがあれば、e-Taxを利用してそのまま送信することもできます。

※申告書や記載例などは、1月上旬(予定)から市民税課(市役所2階)、各支所・出張所で配布します。

所得税還付申告の臨時受付会場を開設

所得税還付申告の上尾市の臨時受付会場を下表のとおり開設します。

臨時受付会場で申告ができるのは「確定申告書A」(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。

※事業・不動産・分離課税所得などがあり「確定申告書B」を使用する必要がある人や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は上尾税務署へ提出してください。

※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考に自分で記入・作成する「自書申告」にご協力ください。

臨時受付会場で申告ができるのは「確定申告書A」(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。

※事業・不動産・分離課税所得などがあり「確定申告書B」を使用する必要がある人や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は上尾税務署へ提出してください。

※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考に自分で記入・作成する「自書申告」にご協力ください。

【表】所得税還付申告の臨時受付会場

とき	ところ	対象地区
2月6日(木)・7日(金) 午前9時30分～午後3時30分	上尾市 コミュニティセンター	JR高崎線の西側地域に在住の人
2月13日(木)・14日(金)	上尾市 文化センター	JR高崎線の東側地域に在住の人

※上記の日程について詳しくは、市民税課(☎775-5131)に問い合わせてください。
※所得税還付申告は、1月6日(月)から上尾税務署(案内図参照)でも受け付けます。

市・県民税申告書を郵送

前年度に市・県民税申告書を提出した人などに2月上旬に郵送します。申告の日程など詳しくは「広報あけお」2月号でお知らせします。

☎市民税課(☎775-5131)・☎775-9846

税理士による無料税務相談

☞関東信越税理士会上尾支部(☎776-8777・☎776-8322)

- ▶とき 2月1日～15日(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶ところ 市内の各税理士事務所
- ▶内容 少額な税務相談と申告書の作成
- ▶対象
 - ①年金受給者
 - ②給与所得者で医療費控除を受ける人
 - ③年の途中で退職または就職した人 など
- ▶申し込み 午前9時30分～午後4時に電話で上尾支部事務局へ

青色申告者対象の個別決算指導と納税相談

☞上尾商工会議所(☎773-3111・☎775-9090)

- ①個別決算指導
 - ▶とき 2月12日(水)・13日(木)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分
- ②納税相談
 - ▶とき 2月25日(火)・26日(水)、3月10日(月)・11日(火)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分
- 【①②共通】
 - ▶ところ 上尾商工会議所3階大会議室(二ツ宮750)
 - ※会場が上尾市文化センターに変更になる場合があります。